

令和7年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和7年第3回定例会記録

おいらせ町議会 令和7年第3回定例会記録				
招集年月日	令和7年9月9日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和7年9月9日 午前10時00分 議長宣告			
散会	令和7年9月9日 午後 2時55分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小向幸祐	2番	大浦陽子
	3番	小笠原伸也	4番	沢尾宏之
	5番	柏崎勉	6番	佐々木勝
	7番	澤上訓	8番	木村忠一
	9番		10番	日野口和子
	11番	平野敏彦	12番	檜山忠
	13番	川口弘治	14番	西館芳信
	15番	吉村敏文	16番	松林義光
不応招議員	なし			
出席議員	15名			
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田隆	副町長	小向仁生
	総務課長	成田光寿	政策推進課長	田中貴重
	財政管財課長	田中淳也	まちづくり防災課長	久保田優治
	税務課長	堤雅之	町民課長	佐藤啓二
	健康保険課長	鈴木政康	子育て支援課長	小向正樹
	介護福祉課長	松山公士	農林水産課長	柏崎和紀
	商工観光課長	柏崎勝徳	地域整備課長	岡本啓一
	会計管理者	澤頭則光	病院事務長	栗嶋泰幸
	教育委員会教育長	松林義一	学務課長	福田輝雄
	社会教育・体育課長	三村俊介	選挙管理委員会委員長	田中直喜
	選挙管理委員会事務局長	成田光寿	農業委員会会长	松林勝智
	農業委員会事務局長	柏崎和紀	監査委員	柏崎堅一
	監査委員事務局長	小向正志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	小向正志	事務局次長	中里浩
	事務局主幹	原本愁子		
町長提出議案の題目	1 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 3 号）について）			
	2 報告第 12 号 令和 6 年度おいらせ町一般会計継続費精算報告について			
	3 報告第 13 号 放棄した債権の報告について			
	4 質問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて			
	5 議案第 55 号 おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例について			
	6 議案第 56 号 令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 4 号）について			
	7 議案第 57 号 令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について			
	8 議案第 58 号 令和 7 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について			
	9 議案第 59 号 令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について			
	10 議案第 60 号 令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について			
	11 議案第 61 号 令和 7 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 2 号）について			
	12 議案第 62 号 令和 7 年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について			
	13 認定第 1 号 令和 6 年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について			
	14 認定第 2 号 令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について			
	15 認定第 3 号 令和 6 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について			
	16 認定第 4 号 令和 6 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について			
	17 認定第 5 号 令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について			
	18 認定第 6 号 令和 6 年度おいらせ町病院事業会計決算認定について			
	19 認定第 7 号 令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計決算認定について			
	20 報告第 14 号 令和 6 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について			
議員提出議案の題目	1 議員派遣の件について			
	2 委員会の閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業民生常任委員会）			

開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会 議 錄 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	5番 柏崎 勉 議員	
	6番 佐々木 勝 議員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
	事務局長 (小向正志君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。 議場内の皆様にお願い申し上げます。議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるよう、お願ひいたします。
開会宣言	松林議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
議事日程報告	松林議長	本日の議事日程は配付資料のとおりです。
一般質問	松林議長	日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。一般質問は通告書により順に発言し、次の質問に入る際は、その旨を告知し、発言してください。おいらせ町議会会議規則第54条により、発言は簡明とし、議題外にわたり、範囲を超えてはならないとされておりますので、改めてお知らせいたします。 それでは、6席、14番、西館芳信議員の一般質問を許します。 西館芳信議員。
質疑	14番 (西館芳信君)	改めまして、皆様、おはようございます。 昨日の一般質問の中で、沢尾さん、自分の一般質問にたしか「思いやり」という言葉を託しました。それは前回の小笠原さんの「触

れ合う」ということにならってのことだと発言したわけですけれども、それを聞きまして、なるほどなと。自分の一般質問の中に、コンセプトとしてそういう言葉を添えるという、そういう思いの発露、いいものだなと思いまして、若い議員の皆さんに勉強させていただきました。お二人とも、ありがとうございます。

では、私のコンセプトは何かということで、夕べ、一生懸命考えました。私は「町の色」という言葉を添えたいと思います。それは、おいらせ町全体の自然環境をはじめとする町そのものの色、それから、町の行政、そしてその施策の色、特に町長の独自色、今まであつたか、なかつたか、そういうことに思いをはせながら、今これから質問をしていきたいと思います。もちろん、今、私がこれから話すことに町長が少しでも賛同なさって、それなりの施策としてやってくださるのであれば、もうあとは町長の独壇場ということで、町の色も相当濃くなるのではないかと期待を込めて質問させていただきます。

私のまず第一の、言っても 1 点だけですけれども、「太陽光発電特区事業による町内の土地利用とまちづくりの推進について」ということです。

今夏の気温沸騰は改めて洋の東西、老若男女を問わず、今この大地に生きている私たちに地球環境の破壊という深刻な憂慮を抱かせ、マスコミやネットでもパリ協定やカーボンニュートラル等の言葉が氾濫しました。この地球環境の破壊というのは、例えば昨今のマスコミ等で見られる A 2 3 a という南極の地球最大の氷山が融解して碎け散ったとか、幾つかに分裂したとか、あと 40 年、手を打たないと、恐らく年間 1, 500 億トンの氷が溶けていって、やがて地球の海面は 40 メートルから 70 メートルぐらいに上昇するだろとか、今夏、日本でも 3 年連続の記録更新、平年より 2 度高かった、2. 36 度ですか。高いということ。

それから本来三重県でとれる伊勢海老が、宮城県で豊漁になっているとか、確かに地球は壊れてきているなということで、果たして私たちの孫や子どもは生活していくのか。いや、生活していくということではなくて、生きていくのかということまで、今、家族を持つ、次の世代のことを皆さん憂慮しているというのが実情だと思います。

そうして、今この子々孫々にわたる火急の課題は何かというと、

	<p>もう皆さんご存じのとおり、CO₂を一刻も早く削減して、この地球を冷やすということですね。このことを国任せにするのではなく、自分たちができるやり方で、国の意図するところの一助となり、これをまちづくりにつなげていこうとする自治体の動きが顕著であるということで、その動きなんかはもうネット上に氾濫しています。事例集とか、もうChat GPTだとかAI、私の持っている安いスマホでも、しゃべらせればAIが15分でも20分でもこのことについて語ります。</p> <p>そういう状況の中で、まず(1)として、津波災害警戒区域として指定された沿岸部の土地再生活用対策の推進についてということで、私の質問は環境問題、地域の活性化という観点から物申しているわけですけれども、住民の命、財産の安寧安全の根本に関わる防災ということについて、首をひねりながら話すのはある種のタブーだなという自覚もありますが、しゃべらずにはいられないということで、令和3年5月の青森県の津波浸水想定(後に、津波災害警戒区域に指定)の公表は指定区域の地価評価の下落、公共施設の建設や企業の当該地における一部事業展開の厳しさを現出させる等、沿岸地区の土地事情を大きく変化させ、この結果、今後のまちづくりにも大きな影響を与えると思います。浸水地区に指定されたことにより、金融機関からの事業資金融資等がままならなくなり、太陽光発電施設設置の進出にちゅうちょする企業に対し、津波被災保険の加入を肩代わりする等の方法でもって優遇措置を講ずるなどして、その一方で、また太陽光発電特区事業構想の立案や、自らの事業参画、支援等の町の取組こそ、無生産性で遊休化してしまった沿岸部の土地の再生活用の効果策の大きなものであり、一自治体として国が掲げるカーボンニュートラル構想への大きな寄与策でもあると思いますが、いかがでしょうかということで、このためには地域の特性を考えて、そして、いろいろな規制の特例を設ける。つまりそれを柔らかくするのだということで、今お話ししました災害関係の法令だとか、農地法だとか、農振法だとか、そういうものの規定、あるいは都市計画法の決まり等、ある程度、緩くしていって、対処していってもらえばありがたいなという思いがありますが、町としてはいかがお考えでしょうか。</p> <p>松林議長 町長。</p>
--	---

答弁	町長 (成田 隆君)	<p>6席、14番、西館芳信議員のご質問にお答えします。</p> <p>地震、津波や洪水などの自然災害が想定される地区の土地利用については、災害に強く、安心して暮らせる環境整備が必要で、そのためには防災減災対策に向けた生活基盤の整備や、適切な土地利用の規制や誘導が有効であると考えております。</p> <p>しかしながら、ご質問にあるように、津波浸水想定区域の指定により、土地の用途が制限されることも多く、それに伴い土地需要が減少し、企業や個人の土地利用と経済活動に影響を与える懸念されるところであります。</p> <p>その一方で、津波浸水想定区域等において、太陽光発電などの再生可能エネルギー施設を投入することで、脱炭素社会への推進が図られ、土地の新たな価値を見出す可能性もあると考えられます。</p> <p>太陽光発電特区の事業については、指定により国の補助金や固定資産税などの税制優遇、規制緩和などが受けられるようですが、事務手続の複雑さや、関係機関との調整、地域住民や関係者との合意形成などの多くの課題もあるようあります。この機会に事例等を参考に制度を調査し、当町に見合った土地利用を検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	<p>今、町長、るる答弁していただきました。町もいろいろな用途の制限はあるし、経済活動に影響を与えるのではないかなどということを懸念しておられると。そして、ただ、その中でも事務の煩雑さだとか、住民とのアセスメント、こういうのはもう絶対考えていかなければならぬという答弁で、結論は可能性もあるのではないかと、今後、積極的かどうか分からぬけれども、まず考えてやっていきましょうよということで、私としては思いのほか、いい答弁をいただいたなと思います。</p> <p>そこで次は、町長がかつて南岸土地改良区の理事長として、勤務していた時代もありました。また、農業に関しては、その知見というのは本当に大きなものがあると、私自身、思っておりますので、町長が一農業者として、この再生エネルギーということに関して、</p>

		どのような所感を持っているか。町の原則的な、町側の考えとは別に、町長が個人的にこう抱いているような、気象変動がこうだから、こうでなければならないなということを農業者として、かつて改良区を統率した人間として、どのように捉えているのか、ちょっとでも話していただければ助かります。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	<p>大変昔を思い出させるような質問をしてくださってありがとうございます。</p> <p>実は地球温暖化に関しましては、世界のある大統領が、地球温暖化はでっち上げであると全世界に報道した部分があって、私は大変「この人は何を考えているのだろうな」という思いは持っていますし、今もそう思っています。</p> <p>ただ地球温暖化は現実としてあったとしても、一国あるいは一町がそれを左右する、CO₂が多い、少ない、我が町だけで削減してどうなる、こうなるという部分では、地球規模からいくと本当に微々たるというか、数字にあらわせないような小さい影響しかないのかなという気がしております。実は今、西館議員が質問してくださいた自分の土地に、しかばね太陽光をつくったらどうかなという部分もあり、考えたり、たしか相談した人もあったと思います。</p> <p>その中におきまして、実は転作して牧草を植えているところに、「あの土地あんたのだ?」と見ず知らずの人が来て、「売ってくれないか」と来たことがあって。確かに地球温暖化の部分からいければ、太陽光には協力したい気持ちはあるけれども、20年後、30年後先のソーラーパネルの処分をどうする。自分たちはもう採算はとったから、あとは企業が破産した、倒産したというようにして、食い逃げ、使い逃げされても困るし、そういう部分で、見ず知らずの人には貸せないなという思いで、貸すことも売ることもしなかったのです。</p> <p>西館議員がおっしゃるとおり、私も地球温暖化、あるいは遊休農地あるいは農地でも空いているところは、これから今後、また質問に入ってくると思いますけれども、そういう部分では強い思いは持っているし、いいことだなどと、本当にありがたい質問をしてくれたなと感謝しております。これでよろしいかな。</p>

		以上です。
	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	<p>町長の答弁の中で、地球温暖化という世相を笑うような某国の大統領、いますけれども、それに対する「何考えているんだ」という思いは町長と私、全く同じで、意を強くしました。</p> <p>ただ、やっぱり町長がおっしゃったように、企業の在り方ですね。今、売電のシステムなんかF I T制度、個人的には10年、法人がいれば20年の、政府が主となって動くこの売買の価格がどうなるか、見通しが立っているわけではない。10年後、20年後ですね。そしてまた、自然環境に与える影響もあると。そして何よりも今、パネルを後で、この大量のパネルをどのようにして処分するのだろうなという思いもありまして、いいことづくめではないということを思いながら、町長もそれなりに私と相通じる思いを持っているなということで、ありがとうございます。</p> <p>もう1つ、町にお聞きしたいことは、津波災害警戒区域が公表、指定されて、沿岸部が今さっき、私が質問したとおりの状況に今なっているわけです。これから私どものこの地域、甲洋小学校地域、それから堀切川とかあっちも同じだと思うのですけれども、どんどんどんどんさびれていくのではないだろうかという思いがしておりますが、県で一方的といえば一方的に指定して、なつかつ、青森県だけではなくて、全県で日本中、3.11で被災した県には、面でもってそうなったわけですけれども、これについて「はい、分かりました」ということで応じているところはそんなに多くないと。まだ半分いったのかどうか、青森県みたいに素直にやっているところは、それはもちろん、今後のまちづくりだとか、地価の評価だとか、そういう町の活性化を鈍化させるものだという結論から、そういうなっているわけですけれども、町ではこの指定公表、県の動きについてどう受け止めましたか。お願いします。</p>
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災 課長	西館議員の質問にお答えします。町としては、今現在のものについては、令和3年5月に公表した浸水想定ということになっていま

	(久保田優治君)	すので、当時の町としては、県が指定したということで、町の防災マップに取り入れるために、そのまま町としても受け入れた格好になっているのではないかなど、当時は。そう思います。 以上です。
	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	県、国の方針だということで、割と素直に受け入れたのだということで、それはそれで結構だと思います。そして久保田課長、質問が細かくなるから、お伺いします。 青森県で、今年の7月に施行になった条例なのだけれども、青森県自然地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例ということで、再生エネルギーの進出は自然環境にいろいろ影響するだろうと。でも、県としてやっていきたい、やらなければならないということで、それをうまく折衷させて、進めていこうというガイドライン的な条例ができたということをどうですか、捉えていますか。
	松林議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長 (田中貴重君)	ただいまの西館芳信議員の質問にお答えいたします。 全部把握しているわけではありませんが、7月に共生条例を青森県で制定しているということは情報を得ております。それについては、太陽光の発電の容量とか、大きさとか、そういうものが記されているという部分では認識しております。細かいところは存じ上げないので、失礼いたします。
	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	分かりました。これは突然話したもので、当然そこまで勉強してくださるものとして私は質問して、確かに答えてくださいました。 私がなぜこの質問をしたかというと、この条例の中で、今一番新しいこの条例の中で、津波浸水区域は駄目ですよ、ここは駄目ですよと、何も指定していませんよね。そしてまた、確かに公園法とか土砂災害の防止法だとか、そういう災害関係の中で、ここはもう当然駄目だというところがあるわけですけれども、それ以外にたと

		え浸水区域であっても、ここは駄目だよという浸水区域のみで規制している。駄目だと決断している条例だとか、法律だとかはないと。つまり、そういう一部分でもって規制された以外は、あとは全部オーケーですよねという、私の認識が正しいのかどうか。そこをお聞きしたいと思います。
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災 課長 (久保田優治君)	西館議員、おっしゃるとおりかと思います。当時は集団移転とか、いろいろ3. 11以降、国の要請や制度上であったかと思うのですが、町や県、国を見ても、法令でそれを規制するようなことはやつてないのではないかなど、具体的なものはないという認識で同調します。 以上です。
	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	久保田課長、まさしく具体的なそういうものはないというようなことで締めくくりしたのですけれど、そういう、ここは駄目だよというのが大きくあるわけではない、浸水区域といえどもということで、町内には、これ、町がある程度のことを考えてくださるなら、それに呼応できる土地というものは存在するのだと。工夫の仕方によつては、オーケーになる土地が結構あるよと。 ただ、たとえ農地に関しましても、第一種農地というのがありますよね。第一種農地、何かここで事業をしたい、あるいはこうしたいということで転用ということになりますと、そのとき初めて農業委員会が県に照会して、県で、ここが10ヘクタール以上の一団のあれがあるとか、そういう要件と照らし合わせて、第一種農地ですよと言うけれども、ふだんから第一種農地がパッと分かるような資料は何もない。 今、自分のここのを照会してやると、第一種農地だと、甚だ納得できないわけですよ。なるほど、要件に照らしているかもしれないけれども、それは、その年の担当者によっての解釈とも結構左右されるところもありますし、だからそういうところの規制改革等が必要だと私は思います。

		<p>そして、さっきしゃべった企業へある程度の優遇措置、津波浸水区域に指定されると、その企業はそこでもやりたいと。でも、税法上の観点からか、体力が弱いか分かりませんけれども、金融機関を利用したほうがいいということ、いや、金融機関を利用しなければできないということになって、その旨を、金融機関に計画書を出す。でも、金融機関は、浸水区域は駄目ですよとなると、そこで意欲がもうなくなってしまうということですので、何とかこの特区を利用しまして、町で地震被災保険とか、そういうことである程度の補償をしてやるということで、我が町でそれをスタートして、全国の町がそれに応えて、バーッと燎原の火のごとく湧き上がるのであれば、町長が先ほどおっしゃった、一自治体として何ができるのだという概念は吹っ飛んで、全国津々浦々からそういう状況になれば最高の姿が出てくるのではないかなど私、思いますけれど。その事業に対して、まだ詳しくは答えることはできないのかもしれませんけれども、町としては担当ではどう考えますかね。</p>
	松林議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長 (田中貴重君)	<p>先ほども町長が答弁したとおり、事例等を勘案しながら今後検討していくということですが、今、企業誘致の部分につきましては、インセンティブ、例えば、補助金・助成金の活用だったりとか、税制優遇、あと、先ほど西館議員がおっしゃった津波被災保険の補助とか、そういうものがあれば、企業が参入しやすいということは一般的に言われておりますので、そういうことも含めて今後検討してまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	<p>田中課長、ありがとうございました。今まで農地も含むのだけれども、町全体の、例えば、農地も含むのだけれども、原野とか雑種地とか山林だとか、一般的なものを含めての私の質問だという位置づけを私はしております。</p> <p>これからは太陽光の可能性、太陽光にもいろいろあるわけですが、太陽光だけでなく、いろいろあるわけですから、そ</p>

		<p>の可能性を広めるための質問に入りたいと思います。</p> <p>(2) として、企業による営農型太陽光発電事業の我が町への誘致についてどうですかということで、これは太陽光の部分での利益、それから、その下でもって、農作するということのお互いに利益を分けせるということで、シェアリングという形で、いろいろ政府で力を入れているわけですけれども、さきの『東奥日報』紙上で、営農型太陽光発電事業に参画する大企業が増えてきており、この9年で50倍に達したのだよという報道がなされました。これは8月13日の『東奥日報』なのですが、太陽光発電設備は12年の固定価格買取制度、先ほど申し述べましたFIT制度開始後に急速に拡大したが、価格の下落に伴い導入が鈍化したと。一方で、営農型は増え続けていると。農林水産省によると、農地の一時転用許可数は13年度の103件から、現時点で公表されているのは、約51倍の3,551件と報道されております。</p> <p>こういう、多分見れば結構なことが、果たして、ではどうなっているのかなということで、町では(1)で前述しました沿岸部の津波災害警戒区域に指定された遊休土地と合わせて、営農型発電事業の可能農地の活用策を特区事業として、また特区事業ですけれども、これを何らかのさらなるこの発展昇華策も、ただの続きではなくて、そこでもっと花を咲くような昇華策を加えて事業実施の強力推進を検討してもらいたいと思います。</p> <p>そこで、最初に我が町の営農型太陽光発電事業の現状把握分はどれぐらい入ってきているのか、それをまずお答えいただいて、今後それを実現可能ならしめる一定の量にしていきたいとか、その辺のところをお答えいただきたいと、この2つの点で答弁をお願いいたします。</p>
	松林議長	農業委員会会長。
答弁	農業委員会会長 (松林勝智君)	<p>お答えいたします。まず当町の営農型太陽光発電事業の現状ですが、事業を行うために必要とされる農地の一時転用の許可の件数は2件で、川口地区の畠地化された水田と、向山地区では畠に太陽光パネルが設置されています。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>

	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	<p>2つ目は私がお答えします。次に、実現可能性についてでありますけれども、先ほども申し上げましたが、まずは特区制度の内容を確認し、調査検討することが必要であると考えておりますので、現時点では実現性の有無についての発言は、まだ今の時点では控えさせていただきたいと思います。</p> <p>なお、営農型太陽光発電事業としては、地形、日射量などの農地の条件に、日陰に強い作物やパネルの影響を受けにくい作物を選定すること、太陽光パネル設置の初期投資の回収が見込ること、農地法に基づいた農地転用許可を得られることで、実現は可能ではないのかなと認識しております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	<p>2件ということで非常に少ないなと思いました。また町長の答弁は、これからいろいろな要素を検討して、どの程度やれるのかという答弁でした。</p> <p>農業委員長、大変申し訳ありません。2件ということについては、どのように考えて。私自身は、もっとあってもいいと思うのだけれども、実際ゼロかなとも思っていました。2件ということについて、どう感じておられますか。</p>
	松林議長	農業委員会会長。
答弁	農業委員会会長 (松林勝智君)	<p>その2件、毎年現地調査をやっております。まず、こっちの百石地区は、パネルが自動的に移動する、変わった感じです。でも下の営農はほぼ赤字というか、最初はかぼちゃ等をやっておりましたけれども、現在は牧草。その牧草も、刈りに十和田から来て、業者がやっているような状態で、営農型はほぼ、この地区では私はことを大きくやれば可能性もありますけれども、10アールとか20アールの単位では無理なのかなという気がしております。</p> <p>これは大きくやればまず機を読んで、まずやれる可能性もあろうかと思います。以上、終わります。</p>

	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	<p>忌憚のない松林委員長の本音を聞かせていただきました。ありがとうございます。</p> <p>少ないというのは、考えてみればこれは当然のことではないのかなと。もうちょっと多くなってほしいと願う一方で、例えば、営農型をやるということになりますと、まず、何ぼ上から光、そのエネルギーをとっても、下の作物の収入は、やる前と比べて8割は確保してくださいよという規制がある。それからまた、当初ですよ。大体トラクターなんかでも入って、行ったり来たりできるというと、規定だか規則だか分からぬけれども、それでは、2メートル以上しなさいとなっている。でも、現実には3.5mぐらいないと駄目だよと。そうなると、パイプとか何とか、結構な資材費がかかりますし、今やそれがものすごく高騰してきているということになれば、費用面でも首をひねらざるを得ないと。</p> <p>そして一番の難点は、これをやる主体というのが、法人でなければ駄目だということなのですよ。個々の農家では駄目だと。法人でもってそれを受けなさいということですと、法人にするのもなかなか難しい。既に法人になっていても、その体力があるかどうかということが大きな問題になるわけです。そういうようなことがあって、なかなか進出してくれないと。そこが肝というか、行政の手のつけどころだと思うのです。</p> <p>ともかく、さっき話したように、用地はあるよと。これは農地以外ですけれども、農地に関しても国道338号線の、例えば一川目、二川目の通過部分の国道部分は、すぐ海拔20メートルに、ほとんどなっています。そして、その一の川、二の川沿いにちょっと行って、旧県道の上はもう津波浸水区域でも何でもないということで、昔のデンキタ、いわゆる沢田がそのまま残っているのです。残っていると。そして、何よりも、その川田、一の川、二の川、昔の川辺集落、これは三の川も同じだけれど、そこに団地が張りついているわけですけれども、その団地、一川目共同施工、奥中団地、カワヨグリーン、百石牧場にとどまらず、例えば下田との境、旧下田地区の八戸との境の沼小屋地区だとか、こういうところの圃場がたくさんあるわけだけれども、そこはもう全くかつてのていをなしていない。</p>

		<p>やりたいということを願っても、米作にまた復帰したいと願っても、ヒューム管がずれる、あるいはヒューム管が砕けている、土地が、いつ土が入ったか、盛り上がって、水も何も通らないと。これを改良区にお願いしますという人がいたけれども、改良区もとてもそれには応えられないという状況があります。</p> <p>それから今の日米の関税の交渉の中で、今までミニマムアクセス前を最小限でしていたけれども、それを今度は75%増やしなさいというのは、皆さんも目に、耳にしているところだと思います。それがそのとおりにいくと、大体、記事によつては60万トン前後になるのではないかという話です。そうすると60万トンだと、日本の今の年間の米の生産量、大体650万トンから700万トンぐらいではないですか。そうすると、ほぼ1%になるということで。</p> <p>かつては、外国の米はインディカ米と称して長粒米、日本人が主食として食べるのに適さないという観念で、あのようなものが入ってきてても、主食米ではなくて、もう、家畜にだけ流れるのではないかというのがあったのです。ところが、これが食べてみると本当においしい。カリフォルニア米なんか。実際それは、ジャスコでもトップバリュですか。ああいうところでも結構売っています。本当にそういうのがおいしいとなると、安くておいしいということになれば、日本の水稻事業が今後拡大していくということは、非常に見通しが暗いということになれば、やはりそういう方向ではなくて、もっとくだけた住民の気持ちになった、土地の再生策に行政はもっと力を入れてもいいのではないかと私は思うわけですけれども、この現状を見て、そして今後、打開策というか、そういう漠然とした、講じなければならないなという、私の思いを担当課長はどう捉えましたでしょうかね。お願ひします。</p>
	松林議長	農林水産課長。
答弁	農林水産課長 (柏崎和紀君)	<p>まず、私からお答えさせていただきたいと思います。</p> <p>まず今、西館議員おっしゃった遊休農地と荒廃農地との関係だと思います。確かに今、荒れている現状を見ると、なかなか厳しいものがあるなとは感じております。ただ、実際に農業者も減ってきて、こちらとすれば今守られている、やられている農地はとにかく最優先で、そこは守っていかなければいけないと。今はもう正直申し</p>

		<p>てあれなのですけれども、廃れていっていると言いますか、荒廃したのを新たにというよりも、今、農業者自体が減っている中で、現状でやられている部分を何とか守っていきたいというのが、正直なところでございます。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	副町長。
答弁	副町長 (小向仁生君)	<p>私も個人的な考え方になるのかもしれませんけれども、お話ししたいなと思っております。</p> <p>まず先ほど、県の再生化エネルギーの対策条例ですか。それは私が知っている限り、思っているのは、多分何年か前に、八甲田山系に大型パネルを設置する云々という事業があったと思いますけれども、その規制をかけるがためのものであって、何ら浸水区域とかそういう海岸地帯にどうこうというのではなかったのではないかという記憶はしております。</p> <p>それで、先ほど米の話も出ました。政府は今、米不足によって米の作付面積を広げておりますけれども、このまま価格の高騰が続くとなると、人口減少と相まって、農家が一番警戒している消費者の米離れが起きてくるのではないかというようなことが心配されます。そこで、米の需要と供給のバランスを見ながら、田畠の有効活用に徹することは、一刻も早く取り組む課題だなと思っております。特に放置された田んぼにおいては、上に太陽光パネル、下で日照等の気候に左右されない作物を収穫することで、一石二鳥ということで言われておりますけれども、そのためには特区が有効であると思います。</p> <p>ただ、先ほど来、出ているように、町が推進計画を策定しなければならないというようなハードルもあります。特区に入る前に、やはり営農型の大型太陽光発電事業を推進していくというのが一番かなと思っております。</p> <p>ただし、デメリットも多いと聞いております。気候や立地を考慮して区域を指定するということになりますけれども、津波浸水区域、それから川の氾濫が想定される区域、そこに建てたときに、万が一浸水したとき、感電をするという事態も起きてくると。そうすると周辺に家を建てている人たちに影響が出てくるのではないかとい</p>

		<p>うのが心配されますし、初期投資、先ほど議員もおっしゃっていましたけれども、初期投資の工事費がこれからまたどんどん高騰していくんだろうということで、おいそれと太陽光パネルにはなかなか進めないという、手を出せないということも想定されますし、太陽光パネルの下で栽培される、これが気候や土壤に適しているのかどうかというのをこれからまたこの地方で研究していかなければいけない部分だと思っておりますし、何よりも買取価格が低下していくのではないかなというのが心配されるところであります。</p> <p>ですから、いろいろと厳しい条件がこれからも出てくるかなと思っておりますけれども、まずは、この特区に対しての前段の営農型太陽光発電の事業の研究を、役場としてもしてみたいなと思っております。ただ、クリアしていくにはなかなか難しい問題かなとは思っておりました。ただ、先ほど議員がおっしゃっているとおり、国から認可をいただいて、特区でもって事業を進めていくというのは、私も大賛成であります。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	<p>柏崎課長は、今実際に作付等を行っている本来の熱心な農業者の方々が優先ですよというその思い、本当にそのとおりだと思います。また、なかなかハードルが高いんだよということで、これに取り組んでいくにも大変なのですよという副町長の憂慮すべき、そういう点も大いに分かります。</p> <p>ただ、副町長は津波災害警戒区域が公表された後、この青森県自然地域再生可能エネルギーとの共生に関する条例というのは、それ以前の八甲田山の云々ではなくて、今ほとんど同時期に、と言っても4、5年のずれはあるのだけれども、いろんな自治体でもって環境評価という観点から、このガイドブック的に結構つくっているのですよ。かなりつくられているということで、恐らく何十本、何百本という件数になるかと思います。</p> <p>本日の質問について、もしかすれば、まるつきり完全に否定されるのではないかなどとも思いましたが、町長はじめ担当課長の皆さん方、可能性がないわけではないから、それなりに考えていくよという前向きな答弁、実現は本当にさつきも、副町長がしゃべったよう</p>

		にハードルは高い、いろんな面で。でもこれをやることによって農家の収入の確保、町民税、固定資産税等の町の増収、荒廃農地の活用、営農から来る里山保全等の環境改善。もう今、団地等で役員になって、みんなのために賦課金だとか、そういうのを徴収するという人はもう誰もいない。組織的にも壊滅状態ですよ。
	松林議長	14番さん、マイクを使ってください。
質疑	14番 (西館芳信君)	<p>壊滅状態ということで、そういう状況があるということで、この中でなかなか難しいけれども、これをやることによって、国策、脱炭素とエネルギーの自給率の向上。何しろ日本は75%の化石燃料を使って、私たちがいろいろ生活していく。そのために75%の化石燃料、先進国でこんな国はありませんよね。だから、そういうことを憂わなければならないし、個々の農家だけでは対応できないことなので、企業を呼び込み、農協も利益を得られる。特に改良区が今後も継続していくように、改良区が特に恩恵に預かれるような特区事業を考えて、その制度設計をしてもらいたいなというのが私の願いです。</p> <p>今日は、本当に質問してよかったですなという思いで、引き下がることができます。本当にどうもありがとうございました。</p>
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	<p>前々から西館議員の知見には感心しておりますけれども、今日は改めて、農業のことまでこんなに詳しく調べて、あるいは発言するのかなと驚いております。</p> <p>特に今、先ほども言いました改良区の不耕起の水田なんかはもう、U字溝とかヒューム管とか、盛り上がりったりして、とてもではないが、米が足りなくなったら田を植えてくださいと言っても、植えられる状態ではありません。あるいは町、国、県が、いくら金を、いくらでも出すというのであれば、整備するかもしれませんけれども、ですからそういう部分で、なかなか農家の方々も大変だと思います。その中におきまして、それであれば、太陽光でもつくって、農家に、少しでも収入を上げさせろとかという提案は本当にありがたいなと思っておりますし、また、この話を聞けば、農家の人たちも喜ぶの</p>

		<p>ではないのかなという気がしております。</p> <p>これからも、今の質問には、的確に答弁できなかつた部分があろうかもしれませんけれども、今、会場にいる課長の方々も将来のまちづくりに対して、農地も大変大切だよな、あるいは農家は大変だよなという言葉をきっと肝に銘じたと思いますので、本当に今日はありがたい質問をしてくださって、ありがとうございます。これで終わります。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	<p>高い評価を受けました。よかったです。</p> <p>これで14番、西館芳信議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。11時5分まで休憩いたします。</p>
		(休憩 午前10時47分)
	松林議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p>
		(再開 午前11時 05分)
	松林議長	<p>日程第2、承認第8号、専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。</p> <p>本件は、令和7年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）についての承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
当局の説明	財政管財課長 (田中淳也君)	<p>それでは、承認第8号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページから8ページになります。</p> <p>本件は、既定予算の総額に96万9,000円を追加し、予算の総額を124億365万4,000円としたもので、去る7月31日付で専決処分を行ったものです。</p> <p>主な内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和7年度一般会計補正予算（第3号）に関する説明書（令和7年7月31日専決）をご用意ください。</p> <p>歳出の内容についてご説明いたします。</p>

		<p>6ページをご覧ください。</p> <p>今回の予算補正につきましては、去る7月30日にカムチャツカ半島付近で発生した地震により津波警報が発令され、避難所を開設したことにより、3款3項1目災害救助費に、避難所運営に係る経費を計上、9款1項3目に避難所運営以外の職員手当を計上したものです。</p> <p>一方、歳入では、財政調整基金繰入金を増額したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑は説明書により行います。説明書5ページから7ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>12番。</p>
質疑	12番 (檜山 忠君)	<p>お聞きしたいんですけども、まず、避難所開設、ご苦労さまでした。</p> <p>それで、併せて聞きたいんですけども、避難の状況、それらがどうであったのかということと、最大人数が何時にどれぐらいの人数であったとか、それから、この中に食糧費が12万1,000円出ているんですけども、この食糧費というのは、非常食が出たということなんでしょうか。どういうのが出たのかどうか、それらを教えていただければなと思います。</p>
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>お答えします。</p> <p>まず、避難状況についてですが、避難所は最終的に6か所開設いたしました、最大の人数と時間については、地震のあった当日、7月30日11時時点の422人が最高であります。</p> <p>あと、食糧費の用途ですが、当日のお昼ご飯をまず確保しなければならないということで、速攻で提携しているスーパー等からパンを調達して、各種のパンですね。それと飲料水などを購入しております。</p>

		以上です。
	松林議長	12番。
質疑	12番 (檜山 忠君)	<p>分かりました。</p> <p>最高の人数が四百何人ということで、それについて課題等、検証はなさっているんでしょうか。</p> <p>今月ですか、町の防災訓練のそれがあるのではないかなと思っていますけれども、それらにも参考になるのかなと思います。</p> <p>ちょっと話がずれるかもしれません、議会でもタブレットにいろいろ逐次流してもらっているので、ある程度のことは分かっていましたけれども、しっかりした内容を今教えてもらったのでありがとうございました。</p> <p>よく検証して、これで果たしていいものかどうかを検証していただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>7番。</p>
質疑	7番 (澤上 訓君)	<p>当時の様子、テレビ等で拝見したのがありますけれども、全国の避難所で、高齢者を多く含む熱中症患者が続出したという報道がよく見られました。当町での避難所の様子はどうであったのか、まず、それが第1点ですね。</p> <p>それから、第2点として、当町の避難所の中で、エアコンの設置されているところと設置されていない避難所の数を教えていただければなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>澤上議員にお答えします。</p> <p>まず、高齢者の状況でしたけれども、幸い当町では、高齢者等もおりましたが、熱中症で倒れたとか、搬送されたような事態はありませんでした。</p>

		<p>対応としては、エアコンがついていないところもありましたけれども、ないところには扇風機を複数台配置して対応しまして、エアコンが実際に設置されているところについては、深沢、いちょう公園体育館の事務所と、一川目がないんですけども、隣のコミセンに移動して、エアコンがあるほうに途中で移動したという経緯がございますが、あとは甲洋小学校と、実際あるのは3か所でございまして、6か所のうち3つは公共施設でありますが、設置がなかったので、扇風機等で対応したということになります。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	7番。
質疑	7番 (澤上 訓君)	<p>この熱中症というのは、まず私も経験があります。本当に前に真っすぐ歩いていけないというか、もうふらふらとなって「ああ、これ、下手すれば俺、これで終わりかな」という、命にも関わる部分があるなということも、自分で経験して思っていました。</p> <p>今年、北海道もエアコンを一度も使ったことがない、何という市だったか町だったか忘れたんですけども、そこでは、もうすごいエアコンの注文等が殺到してなかなか手に入らないという現状を、様子を見たことから、これはやはり他人事ではないなと。体育館とかそういうところは無理だとしても、エアコンを設置、取り付けるということが、今後、ますます、36度、37度という気温に対処していくなければならないという、そういうあれをものすごく痛切に感じました。</p> <p>災害はいつ起こるか分かりません。先般のようなそういう暑い時期での経験がありましたので、これは教訓になったのではないかなと考えております。ぜひ再度、調査をして、エアコンの必要な場所、そういうのは調査して、今後準備していくような方向でぜひ考えていただきたいなと思っております。</p>
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	避難所については、夏場、今回は痛切に全国的にも問題になりました、我が町ばかりではなく、全国的な課題として浮き彫りになったと思います。

		<p>普段であればコミュニティ施設等、指定している施設については、活動状況などを見て、今まで設置してきましたけれども、それらも踏まえて、できれば単独でやるのも大変ですので、補助事業等、国に要望しながらも、使えそうな財源を見出しながらも、例えば一時的なエアコン、臨時設置できるようなエアコンの購入なんかちょっと調査してみたいなと考えております。</p> <p>以上です。</p>
松林議長		暫時休憩いたします。
		(休憩 午前11時15分)
松林議長		休憩を解きまして、会議を開きます。
		(再開 午前11時16分)
松林議長		ほかに質問ございませんか。
	11番 (平野敏彦君)	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>今、避難所の6か所で422人という、避難したということです。この6か所のうちで年齢的に高い人、高齢者の割合はどうなっているのか。</p> <p>私が聞いたところによると、一人暮らし、それから高齢者世帯、こういう方が避難したというのはほとんどなかったように聞いております。この状況をどう把握しているのか。</p> <p>やはり今言われているように、避難所に行っても暑くて耐えられないという話もあります。予算的な部分よりも、やはり安心して避難できるような条件を整備するという考えがちょっと欠落しているんではないかと思います。やはり町が指定する場所ですから、そういう体制をぴしっと整えるという考え方がないのか、この2点をお伺いします。</p>
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防	平野議員にお答えします。

	災課長 (久保田優治君)	<p>大変申し訳ありませんが、高齢者の割合については、今回、年齢別の個票の整理等の中で、聞き漏れしているのが多かった関係で集計できておりませんので、高齢者の割合についてはお答えできません。</p> <p>高齢者の避難状況等、多かったところについても、併せてお答えすることはできませんけれども、高齢者が来たところは、施設の中に直接入って、避難した方が多かったと。逆に若い人たちは、車での避難が、日中でしたので多くて、駐車場で車の中で、エアコンで待機したりして、密を避けるような活動と熱中症対策というんですか、そういう個人の避難者が多かったと、若い人たちは。そのように伺っておりますし、高齢者の人たちからは、特に暑かったとか、そういうのも実際はなかったと。その当時の気候が30度を超えていませんでしたので、海側の施設でたまたまやませ風が吹いて、涼しかったというのもあって幸いしたのかなとは思っております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>気象条件は刻々と変わるわけですから、そういう意味では、エアコンの設置、これは町として、ちゃんとここに来て避難しなさいという指定をしているわけですから、町長、これは最低限必要だと思うんですけども、今、進めている施設の長寿命化で、各施設改修したりなんかしていますけれども、やはりそういうものも併せて設置すべきと思うんですが、いかがですか。</p>
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	<p>今、議長からも皆さんに休憩しながら説明がありましたけれども、県にも要望するということでありますので、そういう部分を含めながら、対応はこの後どうなるか分かりませんけれども、県が全部出してくれるんであれば、それに従えばいいし、そうでない場合には、町独自でも対応しなければならないということで、今、そんなに高くなないエアコンもあるようですから、そういう部分を含めて、安くで能力の高いものを探すように努力しながら、できるだけ対応していきますので、よろしくお願いします。</p>

	松林議長 (議員席)	ほかにございませんか。
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、討論を終わります。 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
	松林議長	日程第3、報告第12号、令和6年度おいらせ町一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
当局の説明	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、報告第12号についてご説明いたします。 議案書は9ページ、10ページになります。 本件は、令和5年度から令和6年度までの継続費を設定しておりましたことでも計画策定事業について、継続年度が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものです。 継続費の内容につきましては、こども計画の策定に係る業務委託料で、2カ年の計画額477万2,000円に対し、支出額が477万1,206円となり、その結果、不用額794円となったものです。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。

		以上で報告第12号を終わります。
	松林議長	日程第4、報告第13号、放棄した債権の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
当局の説明	税務課長 (堤 雅之君)	それでは、報告第13号についてご説明申し上げます。 議案書の11ページをご覧ください。 本件は、おいらせ町債権管理条例第13条第1項の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものであります。 内容は、12ページをご覧ください。 放棄した債権の種類は、1番の町営住宅使用料と2番の学校給食費負担金であります。 債務者の人数は、それぞれ1人ずつで、債権額の合計は2人合わせて49万8,505円であります。 なお、債権放棄の適用事由ですが、1番の町営住宅使用料については、債権管理条例第13条第1項第1号に定める消滅時効及び同項第6号に定める生活困窮であり、2番の学校給食費負担金については、同じく第6号に定める生活困窮であります。 以上で説明を終わります。
	松林議長 (議員席)	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第13号を終わります。
	松林議長	日程第5号、諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。

当局の説明	町長 (成田 隆君)	<p>それでは、諮問第3号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は13ページ、14ページ、また、添付参考資料は51ページになります。</p> <p>本案は、現委員であります柏崎尚生氏が、本年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き、同氏を委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。</p> <p>同氏は、令和5年1月から現在まで人権擁護委員を務められ、人権相談や人権教室といった地域の人権擁護活動において、よき理解者であるとともに、指導者としてご活躍されており、その信望は大変厚いものがあります。人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、ご賛同の意を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長 (議員席)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
	松林議長 (議員席)	<p>異議なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>
	松林議長 (議員席)	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
	松林議長 (議員席)	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、諮問第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>

	松林議長	<p>日程第6、議案第55号、おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>
当局の説明	学務課長 (福田輝雄君)	<p>それでは、議案第55号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書15ページ、16ページをご覧ください。</p> <p>本案は、令和8年3月31日をもって失効する本条例を青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、期限を設けず、事業の継続を図るため、提案するものであります。</p> <p>その内容につきましては、添付参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、議案書の52ページをご覧ください。</p> <p>新旧対照表では、期限を設けず事業の継続を図るため、附則第2項に定める条例の執行期日の規定を削り、第1項の見出し及び項番を削る改正をするものであります。</p> <p>なお、施行日は公布の日からとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>15番。</p>
質疑	15番 (吉村敏文君)	<p>今、条例が廃止になるということなんですが、これは県からの補助金が来て、継続になっていくと思うのです。確認なんですが、県からの補助金というのは、これは継続的に来るものなのか、単年度で来るものなのか。</p> <p>私が危惧するのは、考え過ぎかもしれないのですが、県が単年度で処理している場合、もしその助成金、補助金が来ないとなつた場合、町のこの給食の在り方、今は無償化しているわけなんですが、今までやってきたんですが、県の今は助成金の中で、今は無償化になっているわけなのです。これで今、この条例が廃止となるんですが、これは非常にいいことだと思うのですけれども、県からの助成金がもし途絶えた場合は、どのような形でまた対応していくのか、</p>

		お伺いいたします。
	松林議長	学務課長。
答弁	学務課長 (福田輝雄君)	<p>お答えいたします。</p> <p>まず1つは、現在ある、先ほど言った県の交付金につきましては、単年度補助要綱で定められておりますので、その年度、年度で制度を決めていく形になります。ですので、昨年度までは、おいらせ町の給食については、令和5年度以前から実施しているということで全部充当できませんでしたが、令和7年度において要綱の改正が行われて、対応できる形に改正されて、今回このような提案をさせていただいております。</p> <p>また、この県の補助事業が永年続くのかという形のご質問だと思いますけれども、やはり県は今の宮下県知事が政策公約の中で定めていますので、知事が継続するまでは確約できるものかなとは思っておりますが、今後、どういう状況になるかは、現在のところではお答えできないかなと思います。</p> <p>ただ、以前、全員協議会のときにもお話ししたように、国でも動き始めているということもあって、今回出させていただいておりますので、その状況を見ながら進めると。</p> <p>また、議員ご指摘のとおり、以前のように、国・県の支援がなくなったときはどうするかという部分につきましては、その時々を見て、検討をして、判断をしていくこととなると思います。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	15番。
質疑	15番 (吉村敏文君)	<p>分かりました。</p> <p>でも、私は県からの動き、また国の動きという形になりますけれども、今、確かにそういうのは議題に上がっているようなんですが、これも確定ではないわけですね。ですから、私は今まで給食費を無償化、もう町単独でやってきてているわけですから、まず、仮に県で助成金がなくなった場合でも、やはり、町単独でもこの継続、そうなった場合を踏まえても、町で単独でも給食費の無償化を続けるという思いがあるのかどうかについてお伺いいたします。</p>

	松林議長	学務課長。
答弁	学務課長 (福田輝雄君)	<p>お答えいたします。</p> <p>これから思いという形にはなるかと思うんですけれども、やはり県下でも進めてきて、青森県40市町村が取り組んでいるという状況下を鑑みると、やはり財源がないからやめるということは、今後は難しくなるのかなと思いますし、また、担当課長としましては、やはり保護者の負担軽減を進めていく中では、できるだけ継続をしたいという思いがありますし、また、先ほどお話ししたように、条例で定めておりますので、事務局側もそうですけれども、議員さんたちのご理解、ご意見等もいただきながら、判断していく形になるかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>
	松林議長	<p>三役の1人、誰か、もう一度答弁してください。</p> <p>町長。</p>
答弁	町長 (成田 隆君)	<p>取りあえず私の任期は来年の3月26日までなんですけれども、その先のことは強くは言えませんが、継続できるものだと思っておりますので、心配しなくてもいいのではないかなと、そうお願ひしておきます。</p>
	松林議長	15番。
質疑	15番 (吉村敏文君)	<p>ありがとうございます。</p> <p>私は、今答弁をもらったんですが、そのとおりだと。まずなくなるのはないのかなと思いつつも、やはりそういうものは起こらないとも限らないといったときには、やはりそういうものを想定して、視野に入れた中での行政運営をしていっていただきたいという思いの中で申しましたので、ありがとうございます。</p>
	松林議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>11番。</p>
質疑	11番	私は1点お伺いします。

	(平野敏彦君)	県の交付金が充当されることによって、今の条例改正がされたわけですけれども、私はこの給食費の単価、これは交付基準が、県の交付基準にのっとれば、その単価を合わせなければならないのか。例えば、昨日の答弁ですと、小学校300円、中学校350円。今この諸物価が毎月上がっている中で、町独自に単価を設定して、その単価に応じた交付金を県から受けられるのか。また、これから国もこの給食の無償化については検討中ということですけれども、やはり県の交付要綱というのは、私は見ていませんので、よく分かりませんけれども、町独自で単価を決定して、県からその応分の交付を受けられるという、私は思ひがあるんですけれども、この辺、基準的にはどうなっていますか。
	松林議長	学務課長。
答弁	学務課長	お答えいたします。
	(福田輝雄君)	県の要綱については、単価云々というのは制定されてはいませんが、上限額設定されております。ですので、おいらせ町につきましては、現在、県で上限額を設定している範囲内ですので、今の単価で充当ができる形になりますが、その積算した単価、あと日数、人数で上限を超えた場合には、一部、町の自己負担が必要となる場合があると思います。現在は、その上限額を超えておりませんので、全額対応できているということで、理解していただければと思います。
		以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	分かりました。相対的に上限の設定がされていますよということで、了解しました。 やはりいろいろな子どもたちのためには、この単価にこだわって給食を抑えてしまうというのは、カロリー的な部分、いろいろな成長過程の中において、昨日の質問の中にもあったように足りないという人もある。 例えば、主食とか献立とかメニューは非常にいいんだけれども、普通の給食になればがらっと変わって、その子どもたちが腹をすか

		<p>せているような状況になっている。今の子どもの体格的なものを見ても、もう小学4年生になれば、大人と同じぐらいの体型の方がたくさん見られます。そういう意味では、まずは町が上限設定を超えても負担をしていくという対応をしていくという考えがあるのか、お伺いします。</p>
	松林議長	学務課長。
答弁	学務課長 (福田輝雄君)	<p>お答えいたします。</p> <p>単価につきましては、昨日の一般質問の最後で答弁ができなかつたところがありますけれども、物価高騰等も踏まえた形で、必要な金額については、財政と協議しながら、担当課としましては対応をしていきたいとは考えております。</p> <p>あと、給食の量と質の問題になりますけれども、給食費無償化事業が始まったときから、やはり皆さんからそういうご指摘をいただくことが多いという部分と、いただいているということもありまして、担当課としましては、給食センターの栄養士、あと、栄養教諭にもお話をしながら、やはりそういう指摘を受けない形で、以前の給食と差がつくような部分、または、やはり子どもたちに栄養価を確実にとっていただく、または、子どもたちから「おいしい」「給食が好きだ」という形の子たちを増やすような取組ということで、お願いをして現在しております。</p> <p>あと、補足になりますけれども、毎年11月だったと思うんすけれども、子どもたちにアンケート調査をいただきながら、給食が好きかとか、またはおいしい、おいしくない、量はどうかという形でいろいろと調査をさせていただいております。その中で、対応をしていくこととしておりますので、ご理解いただければと思います。</p>
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>いろいろな対応をしていくということで、確認をいたしました。</p> <p>私は、やはり町長が掲げている全て子ども中心、このことを考えれば、やはり決められた基準を超えて、子どものために行政は対応しますよという思いがないと、その基準、献立とか様々な中で、決まった方が何回も同じことを会議に出てる、そういう中では、</p>

		<p>予算の枠の中でしか議論できないんではないか。私はそういう組織の中に、一般の人も機会、機会を捉えて入れて、声を聞くべきだと、会議に反映させるべきだと、そう思うんですよ。そうでないと町長が掲げている子どもオンリーの政策というのは、効果が上がらないと思いますよ。</p> <p>そういう意味で、ぜひこの辺を改善できるように取り組んでいただきたいということで、答弁いただきたいと思います。</p>
	松林議長	学務課長。
答弁	学務課長 (福田輝雄君)	<p>お答えをいたします。</p> <p>昨日も、大浦議員の一般質問の中でもその献立の見直しの部分のところということで、学校運営協議会がありますよということでお知らせをしていました。学校の校長先生、または養護教諭等々入っておりますけれども、昨日もお話ししたように、この会議につきましては、管内のPTA会長2名を入れております。また、委員につきましては、広報等で公募委員を募集しているところとなっておりますので、そういう部分で一般の方々も入れるような体制はとっていますが、やはりどうしてもなかなか一般公募を募集したところにつきましては、応募者がない状況下にはありますけれども、一昨年だったと思うんですが、保護者の方が一般公募で入って、その部分の思いを、お話をいただいて反映したこともありますので、今後も対応をしていきたいなと思います。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長 (議員席)	ほかにございませんか。
	松林議長 (議員席)	<p>異議なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>**「なし」の声**</p>
	松林議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>**「なし」の声**</p>

		<p>これから、議案第55号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	松林議長	<p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p>13時15分まで休憩いたします。</p> <p>(休憩 午前11時41分)</p>
	松林議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開 午後 1時15分)</p>
	松林議長	<p>日程第7、議案第56号、令和7年度おいらせ町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
当局の説明	財政管財課長 (田中淳也君)	<p>議案第56号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は17ページから23ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に8億6,811万3,000円を追加し、予算の総額を132億7,176万7,000円とするものです。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>継続費補正是、木ノ下中学校講堂改築事業について、年割額を変更するものです。</p> <p>22ページをご覧ください。</p> <p>第3表、債務負担行為は甲洋なかよし児童クラブ運営業務委託料及びネーチャーセンター白鳥の家指定管理料について、令和8年度以降の契約事務を進めるに当たり、それぞれの期間と限度額を設定するものです。</p> <p>23ページをご覧ください。</p> <p>第4表、地方債補正是、新庁舎建設事業外2件の事業を追加し、</p>

百石第3分団拠点施設改修事業外3件の事業の限度額を変更するものです。

続いて、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたします。

別冊の令和7年度一般会計補正予算（第4号）に関する説明書をご用意ください。

歳出の主な内容からご説明いたします。

11ページをご覧ください。

2款1項8目新庁舎建設費の16節土地購入費4億4,178万2,000円の追加、及び、12ページの21節立木等補償費1億3,641万4,000円の追加は、新庁舎及びおいらせ病院建設のため、必要な建設予定地の取得費用を計上するものです。

15ページをご覧ください。

3款1項2目障害者福祉費の19節障害者給付費等3,225万1,000円及び障害児給付費等4,995万9,000円の増額は、対象者の増により計上するものです。

19ページをご覧ください。

8款2項2目道路橋りょう新設改良費の14節町道舗装補修工事費（繫自債）8,050万円の追加は、一川目1号線及び間木・百石3号線の舗装補修工事を実施するため計上するものです。

主な歳出は以上になります。

歳入についてご説明いたします。

ページが前に戻り、6ページをご覧ください。

1款1項町民税7,260万3,000円の増額及び1款2項固定資産税1億201万円の増額は、賦課額決定に伴い計上するものです。

11款1項地方交付税1億602万9,000円の増額は、普通交付税の交付額決定に伴い計上するものです。

15款1項1目民生費国庫負担金の2節障害者自立支援給付費負担金1,608万9,000円の増額及び障害児入所給付費等負担金2,494万9,000円の増額は、歳出の3款民生費で増額した障害者及び障害児給付費等に対する国庫負担分を計上するものです。

9ページをご覧ください。

19款2項1目財政調整基金繰入金1億8,613万4,000円の減額は、当補正予算の編成に係る財源調整として計上するもの

です。

なお、令和7年度末時点の当該基金残高は、予算ベースで約16億9,800万円となる見込みです。

同じく7目公共施設整備基金繰入金3億3,000万円の増額は、新庁舎等建設用地の取得経費の財源として計上するものです。

20款1項1目前年度繰越金6,066万円の増額は、令和6年度決算に伴い計上するものです。

10ページをご覧ください。

22款1項1目新庁舎建設事業債1億7,290万円の追加は、新庁舎建設用地の取得経費の財源として計上するものです。

主な歳入の説明は以上です。

ページが後ろに飛びまして、25ページから26ページをご覧ください。

給与費明細書には、給与費にかかる今回の補正内容を集計、反映したものです。

次に、27ページをご覧ください。

継続費に関する調書には、今回の補正内容を反映させた現在設定している継続費の内容を掲載したものです。

次に、28ページから29ページをご覧ください。

債務負担行為に関する調書には、今回の補正内容を反映させた現在設定している債務負担行為の内容を掲載したものです。

次に、30ページ、31ページをご覧ください。

地方債に関する調書には、今回の補正内容を反映させた年度末の現在高の見込みを掲載したものです。

最後に、32ページから35ページの補正予算主な内容は、予算案審議の参考として、主要な個別説明を掲載したものです。

以上で説明を終わります。

松林議長

説明が終わりました。

これより歳入全般についての質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。一般会計補正予算（第4号）説明書6ページから10ページになります。

なお、質疑は、議題に供された事件について疑義をただすものです。したがって、発言の際は、「何ページの何款、○○の件について」のように、議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。

		<p>また、予算計上されている事業に関係しない質疑は控えてくださいよう、お願いします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p>なしと認め、歳入についての質疑を終わります。</p>
	松林議長	<p>次に、歳出についての質疑を行います。</p> <p>第2款総務費から第6款農林水産業費までの質疑を行います。</p> <p>説明書11ページから18ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p>
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>12ページ、2款2項1目のところの12節空き家システムで145万4,000円の予算を計上していますけれども、これはシステムを改修することによって、空き家調査とかそういうのは取組をするのかどうか、お願いをしたいと思います。</p> <p>それから、ちょっと遡りますけれども、11ページのところで、2款1項1目13のテレビ受信料が385万円計上されています。これはニュースでも出ていましたけれども、この内容について、役場の車にどういう形で、何台という対応をしているのか、これ、お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それから、13ページですけれども、2款2項3目の情報政策費に関わることで、私はいろいろな形で町民から言わされたのは、三沢基地のジェット機の騒音が非常に、いつ、時間、そういうのが関係なく飛んでくると。そういうことで、町ではちゃんと、こういうコースでこう飛びますよと。何月何日は何時からだとかという情報が入っているのか。そういうものを聞いてほしいということです。特に高齢者の方にとって、暑いときにああいう音が出ることに非常に苦痛を感じるというのがありますので、もしそういう情報を収集しているのであれば、これに絡めてお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、13ページの2款2項5目のところで、甲洋小学校の子育て支援と新婚生活の支援事業補助金が114万7,000円。</p>

		<p>これは120万円、説明を見ますと、5世帯ということですけれども、最近は甲洋小学校の周辺に非常に新築住宅が建っているんですけれども、今後もこの金額で対応が可能なかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、ページ、2款2項2目のところで、地域協力隊。今現在、絡めて募集しているのが、百石高校の魅力化1名、それから観光物産委託の形で3名と私は記憶しているんですけれども、現在、ホームページで募集している要綱を見ると、月額20万円、年間350万円。その応募者の状況というのはどうなっているのか。</p> <p>私は、この金額で本当に、エリアを決めて募集をしているんですが、現在、採用見込みになっているはあるかどうか。それから応募者から、どういう形で問合せ等があるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>取りあえずこれでお願いします。</p>
	松林議長	総務課長。
答弁	総務課長 (成田光寿君)	<p>総務課からは、11ページの2款1項1目13節のテレビ受信料のところのご説明、回答いたします。</p> <p>遡りますこと、5月2日の臨時会の行政報告の際に、当町におきましてNHK受信料の未処理の件は、概要をご報告していたところであります。</p> <p>今回計上したものが、当町で受信契約をしておらず、未払いになったものを今回計上したものであります。</p> <p>その内容ございますが、まず、公用車関係は4台です。未契約期間で長いものでは4年ぐらいのものがあります。それから、公用車以外では、公共施設です。こちらは18台です。中でも多いのはコミュニティセンター等に設置しているテレビで、14台ぐらいあります。特にコミュニティセンターに置いているテレビについては、約15年ぐらい未契約でありましたので、この部分が、非常に受信料の未払い分が多くなっております。</p> <p>この公用車の4台分と公共施設の18台分、合わせて今回385万9,000円を計上したものでございます。</p> <p>以上です。</p>

	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防 災課長 (久保田優治君)	<p>私は、13ページ、2款3項1目の情報政策費に絡んだとい うところで、ジェット機の騒音等ということですけれども、防衛事 務所の関係では、関連ではないんですけれども、特にこの情報、飛 行ルートとかの情報提供もありませんので、以前聞いたところでい くと、エリアとか、本当に当町の上空を長い時間飛んでいる時間、 騒音時間によるということで、三沢市以外、基本的には大っぴらに は対象にならないと。上北、東北町の一部は対象になるかもしれない が、おいらせ町は、そういう部分では対象外だということで把握 しております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長 (田中貴重君)	<p>それでは、平野議員のまず1点目、空き家についてお答えをいた します。</p> <p>今回の空き家改修システムの業務委託につきましては、令和5年 空家特措法改正に伴って、空き家計画を今後予定しております。そ れに伴って、来年度、実態調査を行うために、今年度、そのシステム の改修を行ってその態勢を整えるということで、今年、システムの 改修を行いまして、来年度調査を行って、本格的に空き家対策に入 っていくことの予算計上でございます。</p> <p>次に、協力隊でありますけれども、9月のたしか29日だったと 思いますが、ただいま来年度に向けて、昨年度、応募がなかった高 校魅力化の地域おこし協力隊1名と、社会福祉協議会のボランティ アの隊員を今募集しております、今、では、どうかというところ でございますけれども、問合せは数件ございまして、ただ、それが イコール採用に結びつくかどうかという部分については、今後、1 1月のたしか23日だったと思いますけれども、地域おこし協力隊 のお試し体験会等を通じて、当町に来ていただいて、それで判断い ただいて、来年度に向けて、こちらに来るかどうかということを決 める、そういう流れの中で、今募集しているということでございま す。</p> <p>新婚生活支援事業ですよね。よろしいですか。</p>

		<p>こちらの部分については、県の補助金をいただいて、3分の2が県の補助金、3分の1が町の自主財源ということで、30歳未満であれば、年間60万円、それ以上については30万円ということで、新婚生活に関わる事業費、例えば家賃補助とか、あとは移転費用とか、そういうものを支援するという事業でございます。</p> <p>今後についても県の事業が続くのであれば、それにのっとってというか、それに乗じて事業を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	<p>答弁漏れありますか。答弁漏れはいいですか。</p> <p>11番。</p>
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>地域おこし協力隊の募集の要件で、月額20万円、年額350万円というのの、低額ではないかということについての答弁がないと思います。</p>
	松林議長	<p>介護福祉課長。</p>
答弁	介護福祉課長 (松山公士君)	<p>それでは、平野議員のご質問にお答えします。</p> <p>介護福祉課で、15ページになりますが、3款1項1目の12節の委託料で、地域おこし協力隊業務委託料91万7,000円ということで、これが少ないんではないかというお話だと思うんですが、来年度、正式に採用になって勤務していただくことになるんですが、今年度はまず1月頃に一度来て、2月、3月、アパートに住むという形を想定していまして、その分だけ、今回予算化したところでございますので、来年度1年分丸々ということで、先ほど言った年間350万円という形になろうかと思います。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	<p>11番。</p>
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>1点目のところのテレビ受信料については、公用車、それから公共施設の分、これまで受信料を払わない分、公共施設の場合は払うというのは、ちょっと私も人がいないのにという思いがあったのですが、そういうのがあって、15年もかかってこれだけの金額の支</p>

払いをするということで、びっくりしました。そういう制度的なのが、気がつかなかつたということだと思います。

次の空き家システムについては、これは令和8年に実態調査にかかるための、今、システム改修ということで理解をしますけれども、議会で、私と違つた視点で、各議員の方々が空き家対策について質問しています。

実際に取り壊しをしなければならないというのは、目に見えて、二川目の町内だけでも10件以上はありますよ。この対応が非常に町として遅れているんではないか。八戸の場合はいろいろな組織をつくって、もう民間の不動産業者、そういうものと連携をとりながら対応しているわけですから、何回も議会で空き家の解消対策とか、様々なものが質問されておりますので、早急にこれは対応して、そのシステムの改修前でも、現状調査というのにやはり私は取り組むべきだと思うんですが、この考え方をひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、ジェット機騒音ですけれども、町としてやはり三沢、東北町、おいらせ、たつた1本の町内を境にして、全然情報の伝達もない。私は、これは本当に隣町としてこれでいいのかなと。防衛庁から情報がないんじゃなくて、逆に言つたら、町から防衛庁に対して、いろいろな意味で町民の苦情を伝えるべきではないかと思います。本当に、機種が変わつたりなんかして、朝とか、それから昼でも、特に私は二川目なんですけれども、海に向かって発進して、海で今度西側に上がるときに、ちょうど、うちの上空を行くわけですよ。もうとてもじゃないけれども、あの音には耐えられない、そういう高齢者がおります。

やはり町としてちゃんと毅然とした形で、防衛庁にも対応すべきだし、そうでなかつたら三沢でもらっている基地交付金の拡大をしてもらうべきですよ。そういう取組をすべきだと思いますが、この辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、地域おこし協力隊。今年、当初予算からの措置から見れば、高校支援とか、それから社会福祉協議会、4人とか、もう既に町のホームページを見ますと、募集中のあれが出ています。そういう意味では、私は本当にこれで来るのか。あの3件、募集する範囲も決まっています。それで、条件は月額20万円。そのほかに様々な手当があるようですが、今の大卒の場合だと、初任給でも

		<p>30万円ももらっている人があるときですよ、いくら田舎といえども、こういう低額の形で来てももらえるのかなという思いがあります。これに、国の助成にさらに上積みをしてまでも採用する考えがあるのかどうか、もう1回お聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、新婚生活については、助成の中身は理解をしました。</p> <p>あと、甲洋小学校の子育て、支援の600万円。これについては、説明を見ますと、120万円を5世帯ということで説明があるんですけど、将来的に、これからまだこういう子育ての住宅が建つ可能性が、私はあるんじゃないかなと思って見てはいますけれども、この辺の見込みはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長 (田中貴重君)	<p>それでは、平野議員のまず1点目の空き家についての質問にお答えいたします。</p> <p>確かに、これまで議員の皆様から空き家対策について質問があつたと思います。</p> <p>今年度、他課からうちに事務が代わりまして、今年度から政策推進課で空き家対策をするということで、今、進めておりまして、これまでの内容についても私も把握しております。</p> <p>それで、今回の委託調査については、平野議員がおっしゃった、法定協議会を経た後に、例えば、空き家の改修だったりとか、場合によっては除去だったり、そういう制度設計をするためにどうしても必要な調査ということで、今すぐにできるというものではなくて、しっかりととした法整備の下に事業を進めていくということで考えておりますので、今しばらくお待ちいただければなと思っております。</p> <p>次に、地域おこし協力隊の募集で、その金額で来るのかということでございますけれども、国の支援も昨年度よりは交付税が50万円増えて、全部で550万円になっております。その中で活動費だったりとか、人件費だったりとかということで、各市町村がその中で運用しているということでございますので、今のところ上積みは考えておりませんが、状況は、去年よりはかなり反応がいいということで捉えております。</p> <p>ただ、それがさっき言ったとおり、来るか来ないかは、また、本人</p>

		<p>次第になりますので、それをうまく取り込めるような形で今後進めてまいりたいと思っております。</p> <p>それと、甲洋学区の定住支援、120万円掛ける5件ですけれども、600万円の補正でございます。</p> <p>確かに、国道338号を見ていると、家が増えていると私も感じておりますし、今後も増える可能性はあるだろうと思っておりますので、政策的な観点からすれば、甲洋も下小も今後も続けて、定住の促進につながるような政策を続けてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>平野議員にお答えします。</p> <p>まず、基地の騒音関係と基地対策交付金の活用について、再度申入れたほうがいいんではないかということですけれども、議員のおっしゃるとおり、再度、騒音については以前からも、何年か前にも一度要望等上げてますが、基地対策協議会なるものを組織しておりますので、その場でも、町長ないし私どもで、もう一度申入れしてみたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>空き家対策等についても、いろいろな形で、他の自治体と比較しても、私は、議論はするんだけれども実行に移していないなという思いがあります。</p> <p>行政側だけではなくて、例えば町内会、いろいろな形でその空き家の、前にも質問しておりますけれども、ランクがあるわけですね。解体すべきもの、それから改修が可能かどうか。そういうのも、やはり行政だけでは私は非常に難しいと思うんですよ。やはり地域と一体となって、これはもう何十年も住んでいないところもあります、実際に。じゃあ、このまま倒れてしまったら誰が処理するのかという、そういうのが二川目にもあるんですよ。私も聞いて回っても、もう子どもも帰ってこない、どうしようもないというの。やはりこ</p>

		<p>ういうのは、足を運んで見るだけで実態が分かるわけですから、職員だけではなくて、やはり町内会、様々な団体と連携をしながら、きっちとした地域ごとの調査をして、ランクづけをして、大体総体的に何軒あるのか、そのためには情報提供をやはり行政、それからさらに再利用できるものについては、同意を得たら不動産会社、様々なものとの情報共有をしながら利活用するとか、様々な方法があると思いますけれども、やはり前向きな形で、私は、課長1人だけじゃなくて、いろいろな団体等と情報交換して共有して対応してほしいなというような思いがあります。</p> <p>この辺、町長も指示してもらえば、私は違ってくると思いますので、お願いをしたいと思います。</p> <p>あと、今、甲洋小学校の学区、下小学校区、合わせて5世帯分の予算措置がありますけれども、子どもがいる世帯、それから子どもがない世帯、この辺、新婚でうちを新築したりなんかした場合のその判定の仕方ですね。これから子どもがてきて、生まれたりなんかしたら、この対象になるのか。今現在なくても対象になるのか、ここを1つ確認したいと思います。</p>
	松林議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長 (田中貴重君)	<p>それでは、空き家についてお答えをいたします。</p> <p>今年、先ほども言ったとおり、空き家のシステムの改修を行います。確かに、町内会の支援とか協力とか情報というのは重要だと思います。</p> <p>本年度、システムの改修を行った上で、来年度、全地区、空き家と思われるものを、場所を実際に歩いて判定をするという段階の、今回はシステム調査ですので、やらなくてシステムをやるのでなくして、システムをちゃんと整備をして、来年度早い段階で県の支援をもらって、それを実行に移すということですので、平野議員の期待に沿えるかどうか分かりませんけれども、政策推進課とすれば、やるだけのことは来年度やりたいなと思っております。</p> <p>次に、甲洋小学校、下小学校の学区の子どもがいる、いないの支援金ですけれども、通常であれば新築100万円、中古50万円、子どもがいれば子ども加算金50万円ということでございますけれども、実際に今いる子どもの数で、子ども加算がつくということで</p>

		ご理解いただきたいと思います。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。 12番。
質疑	12番 (檜山 忠君)	お願いします。 11ページ、総務費の8目新庁舎建設の用地買収の経費のことなんですが、4億4,000万円のそれをとっていますけれども、これは新庁舎、病院等、移る全土地の料金と考えていいですか。それとも、後でまた部分的なもので、追加的な予算が必要になるということになるのかどうか。 それから、計画は、これは予定どおり進んでいるだろうと思いますけれども、土地を購入する予定の完了日はいつと定めていますか。 以上です。
	松林議長	総務課長。
答弁	総務課長 (成田光寿君)	ただいま檜山議員からご質問いただいたところ、回答いたします。 11ページの下の新庁舎建設費の土地購入費の関係でございます。 まず、対象となる土地ですが、図面を見たほうが一番分かりやすいんですが、イオンモール下田の西側にあります道路に囲まれた土地でございまして、新庁舎と新病院が建設される予定地であります。平米数にいたしまして約2万8,000平米になります。 それから、スケジュール感のこともご質問がありました。 今、予定どおり進んでおります。土地については、新庁舎と新病院が建つ予定のところは、今回、9月補正で予算措置いたします。 今、並行して土地収用法の事業認定を県から認可をもらうという手続をしております。それが恐らく年内いっぱいかかるかなと思ってございます。それが終わり次第、相手方と仮契約を結びまして、3月議会に土地購入のための議決をいただきたいと思っております。その後、登記手続を経て金額をお支払いするということで、令和7年度の出納閉鎖期間までにお支払いする形で、今、進めております。

		<p>それから、土地購入費に関しましては、新庁舎と新病院が建つところの北側にも職員駐車場の予定地があります。そちらは今回の用地費に含まれてございません。先般の議員全員協議会のときもご説明いたしましたが、そちらは12月補正予算で手当をして、順次相手方と、見込みがつき次第契約する形で考えてございます。そちらは今年度から来年度の中で手当をする、契約する見込みで考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	
	松林議長	なしと認め、2款から6款までの質疑を終わります。
	松林議長	<p>次に、第7款商工費から第10款教育費までの質疑を行います。</p> <p>給与費明細書から地方債に関する調書も含みます。</p> <p>説明書19ページから31ページになります。</p> <p>また、議案書21ページから23ページの第2表継続費補正、第3表債務負担行為、及び第4表地方債補正も含みます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>12番。</p>
質疑	12番 (檜山 忠君)	<p>8款の土木費の3目公園管理費について伺いたいんですけれども、ここに、区分12のところに委託料ということで540万円のそれが出ていますけれども、これはどこにどう使うのものなのですかと。実は下田公園のことなんですけれども、下田公園の木道が、木道ではなくて、階段が閉鎖になったままの状態ですといいます。もう草も生えてきています。来年は国スポが始まります。ちょうどそこには野球場、その他多目的グラウンドがあって、ちょっと見苦しいと思うんだけれども、その計画がどのようになっているのか、それを教えていただきたい。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	地域整備課長。

答弁	地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>8款3項3目の施設管理業務等委託料540万円の使い道につきましては、いちょう公園に生えております杉の木が大きくなつたため、伐採するため、必要な経費を計上しているものでございます。</p> <p>次に、この下田公園の関連でご質問いただきました。</p> <p>木製の大きな階段ですね。劣化によりまして、ちょっと危険だところで今、使用を禁止している現状にあります。今のところ、直す費用も、撤去とともに、まだ決断をしていない状況でございますけれども、ただ、このままにもしておけないので、近日中に方針を決めて、そのための予算を講じていきたいなと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	12番。
質疑	12番	
	(檜山 忠君)	

	松林議長	社会教育・体育課長。
答弁	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>それでは、1点目の大会出場補助金、こちら600万円の補正になっておりますけれども、こちらの内容についてご説明をいたします。</p> <p>こちらは、令和6年度の実績を参考にして、今年度執行分を加味して、不足分を補正するといった内容になります。</p> <p>当初予算で310万円措置しておりましたけれども、7月上旬までで225万9,340円という執行がありました。7月以降、730万7,083円程度、昨年度執行しておりますので、差額分ということで、大体640万円程度あるんですけれども、そのうちの600万円が査定ということで、措置されるということになりましたので、こちら600万円を補正するといった内容になります。</p> <p>その内訳としては、スポ少ですか、あるいは部活動関係、成人の大会、スポーツ協会とか、そういう大会の分となっております。</p> <p>続きまして、国スポのポロシャツの関係だったんですけれども、議員の分をということで、要望がございまして、この国スポのポロシャツをつくった経緯といいますか、そちらを最初にご説明します。こちらは、昨年度、先催県ということで佐賀県を視察した際に、いろいろなそれ以外の県の方もいらっしゃっていたんですが、その際に、やはり例えば国スポをPRする際の効果があるものとして、こういったシャツとかが効果があるということをいただいて、それを着用することで、例えば職員とか協会の方が着用することで、歩く広告塔ということで、国スポをPRできるという内容で、当町でも採用して作成したものであります。</p> <p>このポロシャツにつきましては、スポーツ協会、あと、スポ少へ購入の呼びかけを行ったほか、町の職員へもグループウェアを通して購入の呼びかけを行いました。また、先般、SNS、フェイスブックとか、そういうものにも購入のページをつくってPRしたりとか、あと、広報にも国スポのコーナーで販売しているということで、紹介しております。</p> <p>このポロシャツについては、あくまでも購入していただくと。販売している形になっておりますので、先催県を見ましても、やはり貸与といいますか、恵与というよりは、購入していただくということで進めておりますので、そういう形でいきたいなと思っており</p>

		ます。
		ただ、国スポのPRということで、国スポ実行委員会の町長ですか副町長、教育長、議長には、1着ずつPRということで着ていただいておりますけれども、今、議員にどうかという話があった件につきましては、これは実行委員会の費用で捻出することになりますので、実行委員会の中でも相談した上で、判断していきたいと思います。
		以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>この前の県民駅伝に行ったときに、参加町村の中で町のこういう、着用してたくさんおりました。やはり今課長が言ったように広告塔として、議員が町を代表するわけですから、ふさわしいんではないかと。せっかくの、その広告塔を使わないという手はないと思います。町長が会長ですから、私はぜひ町長の決断で着てもらって、広告してもらって、国スポ・障スポを盛り上げましょうということで、あと1年もない、もう近いわけですよね。ないわけですよ。ですから、今の判断が私は一番大事だと思うんですよ。</p> <p>町長、私はぜひこれは町長の決断で「やりましょう」ということで、いい答弁をいただきたいと思うのですが。</p>
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	<p>今、先に県民駅伝のとき、私も行ったんですけども、確かにあのシャツは効果があります。ちょっとぐらい老眼で目が見えなくて、色を見ただけで、「うちの選手たちだ、うちのコーチだ」というのが分かって、選手を探すのに大変楽でよかったですけれども、この白いのだとそんなに目立たないような気もしますけれども。それは別として、色はもう決まってしまっているんだな。色はそういう部分でありますけれども。</p> <p>ただ、議員の皆様が「役場で勝手に買ったって俺は着ないよ、こんなの」とかということなく、議会で、みんなで意思決定してくださいって、支給されれば全員町の行事、イベント、いろいろな部分で着ますとか決めるように、今も前で首を振っている人もいますから、</p>

		<p>そういう部分でやはり不公平になる部分もあります。</p> <p>また、課長方には支給しないで、議員の方々だけ、あるいは我々だけ支給というのもまた変なところになるので、そういう部分も含めて、もう少し結論を延ばさせてください。どうすればいいか、考えてみます。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>前向きな答弁だと、私は理解をしました。</p> <p>議長にもぜひこの部分についてはご理解をいただいて、議員に働きかけをしてもらえれば助かります。</p> <p>以上で終わります。</p>
	松林議長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩 午後2時03分)</p>
	松林議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開 午後2時04分)</p>
	松林議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>1番。</p>
質疑	1番 (小向幸祐君)	<p>3点ほど内容を確認させてください。</p> <p>19ページ、7款商工費1項4目14節白鳥の家修繕工事費、後半の最後の詳細で、映写室の床ということでついております。見に行ければ一番よかったですですが、結構前からそういうダメージがあったのか、急になったのか、どういう状態なのかというのを教えてください。</p> <p>同じく19ページ、土木費、8款2項2目18節の私道整備補助金。たびたび相談はさせていただいているんですが、相談を受けているところのが、なかなか個人の対応がなかなかうまくいかず進まない状態でいるんですが、この内容、教えられる範囲でどちら辺の</p>

		<p>どういう状態かというところを教えてください。</p> <p>あと、20ページ、消防費、9款1項2目14節、工事請負費。防火水槽撤去工事費。この場所と、下の18節の消火栓の、これも関連があるか、場所、どこを撤去してその対策、これは関連があるかも含め、代替もあるのか、そこら辺をお知らせください。</p>
	松林議長	商工観光課長。
答弁	商工観光課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは、小向議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>19ページの7-1-4の白鳥の家修繕工事費の補正でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど議員ご指摘のとおり、白鳥の家、玄関を入りますとそこは2階なんすけれども、下に下りますと1階がございます。1階に映写室という部屋がございまして、その床がもうその床を支えているつかそのものが腐ってしまって、もう床が抜けるような状況になっております。</p> <p>これにつきましては、何年も前からそういう状況が続いておりまして、それをなるべく経費をかけないという方針だったと思いますけれども、修繕をせずに今まで来たというところでございます。</p> <p>映写室としては、そういう状況でもありましたので、もう利用しておらず、物置といいますか、物を置くような部屋として活用しておりましたけれども、このたび、床の修繕をして、しっかりと部屋として使えるようにする工事をするというものでございます。</p> <p>いつからといいますと、私も手元に、いつからそういう状況なのかというのを把握をしておりませんが、聞くところによると大分前からそういうような状況が続いていたということでございます。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>私からは、20ページ9款の防火水槽の撤去工事費と消火栓設置工事費負担金、関連するのかということでお答えします。</p> <p>まず、撤去については、豊栄地区の老朽化していたものを、東南部にあるものを1基撤去。消火栓の負担金については、同じく豊栄地区の撤去に伴って、代替えで消火栓を1基設置する分と、現在工事中の中下田曙地区の県道沿いの水道管の工事に伴って、老朽化し</p>

		た消火栓 1 基を補修するものです。 以上です。
	松林議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長 (岡本啓一君)	8 款 2 項 2 目 1 8 節の市道整備補助金についての説明をいたしますと、場所は、緑ヶ丘 3 丁目地区になっておりまして、前回は令和 5 年度に行いまして、その続きをやりたいということの意思確認が今回代表者の方からとれたので、今回計上するものでございます。 以上です。
	松林議長 (議員席)	ほかにございませんか。
	松林議長	なしと認め、第 7 款から第 10 款までの質疑を終わります。 以上で、歳出についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	** 「なし」 の声 **
	松林議長	討論なしと認めます。 これで、討論を終わります。 これから、議案第 5 6 号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	** 「なし」 の声 **
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	ここで、暫時休憩いたします。 2 時 25 分まで休憩いたします。
		(休憩 午後 2 時 09 分)
	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。

		(再開 午後2時25分)
	松林議長	<p>日程第8、議案第57号、令和7年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>健康保険課長。</p>
当局の説明	健康保険課長 (鈴木政康君)	<p>それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の24ページから26ページ、別データの特別会計補正予算に関する説明書4ページから12ページになります。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2,200万4,000円を追加し、24億2,092万2,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容ですが、歳出では、国民健康保険税システムの改修委託料を計上するほか、国保事業費納付金の確定に伴う負担金の増額の一方、歳入では、国民健康保険税及び前年度繰越金の増額に伴い、国民健康保険事業基金繰入金を減額するとともに、国保税システムの改修に伴う国庫補助金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>特別会計補正予算に関する説明書7ページから12ページになります。給与費明細書も含みます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	<p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>

		<p>これから、議案第 57 号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	松林議長	<p>日程第 9、議案第 58 号、令和 7 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>
当局の説明	学務課長 (福田輝雄君)	<p>それでは、議案第 58 号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書 27 ページから 29 ページになります。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 51 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1,808 万 6,000 円とするものであります。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたしますので、別冊の令和 7 年度特別公営企業会計補正予算に関する説明書をご用意ください。</p> <p>ページは 13 ページから 17 ページになります。</p> <p>それでは、歳出の内容からご説明いたしますので、17 ページをご覧ください。</p> <p>歳出では、1 款 1 項 1 目奨学資金貸付事業費の 24 節積立金を寄附採納に伴い 51 万 9,000 円増額するものであります。</p> <p>ページが戻りまして、16 ページをご覧ください。</p> <p>次に、歳入では、2 款 1 項 1 目寄附金を 51 万 9,000 円増額し、令和 6 年度決算に伴い、4 款 1 項 1 目繰越金を 43 万 1,000 円増額し、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金を 7,000 円、3 款 2 項 1 目奨学基金繰入金を 42 万 4,000 円それぞれ減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p>

		説明書 16 ページから 17 ページになります。 質疑ございませんか。 11 番。
質疑	11 番 (平野敏彦君)	私は、16 ページのところの寄附金の 51 万 9,000 円、この中身、個人の寄附なのか法人なのか、ここ、ちょっと説明いただきたいです。
	松林議長	学務課長。
答弁	学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 2 件あります、1 件は活動団体になります。1 万 9,070 円。 あと、もう 1 件は法人になります。50 万円という形になっております。 以上です。
	松林議長 (議員席)	ほかにございませんか。 ** 「なし」の声 **
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	** 「なし」の声 **
	松林議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから、議案第 58 号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	** 「なし」の声 **
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第 10、議案第 59 号、令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

		当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
当局の説明	介護福祉課長 (松山公士君)	<p>それでは、議案第59号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の30ページから32ページ、別データの特別会計補正予算に関する説明書18ページから24ページになります。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億958万8,000円を追加し、25億4,379万6,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容であります、歳出では、前年度介護給付費負担金の実績精算に伴い、国庫返還金及び県費返還金を計上し、介護保険給付費準備基金積立金を増額する一方、歳入では、介護保険給付費準備基金繰入金を減額し、前年度繰越金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書21ページから24ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p>
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>24ページのところで、介護保険給付費準備基金積立金4,150万円の積立がありますけれども、予算額では、トータル的に4,100万円の予算になりますけれど、非常にこれ、介護保険の場合は、将来的に運営が厳しいという新聞報道も出ています。条件も高齢者には、本当に優しい保険なのかなと、私も疑問を持っているわけです。</p> <p>この町の場合は基金がどのぐらいの残額になっているのか、それから、将来的に今の条件のままでいったら、いつまで持ちこたえるのか、この辺お願いします。</p>
	松林議長	介護福祉課長。
答弁	介護福祉課長 (松山公士君)	<p>それでは、平野議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>まず1点目、基金の残高についてでございますが、現在、4億5,</p>

		<p>400万円ほどあります。これは全て定期預金で積み立てておりまして、利率は0.225%となっておりまして、かなりの額の基金を持っているという状況でございます。</p> <p>2つ目、今後、高齢者も増えて、認定者も増えて、介護給付費も増えて、将来いつまでもつんだということに関しては、今のところ今年度についても、多少増えている状況もあります。今後2040年度には、団塊世代のジュニアがそこに来るということで、65歳到達ということで、その辺は危惧されるところですけれども、今、第9期計画をやっておりますが、その中で、まだ基金を崩したりということはないので、今後、給付費が増大ということになれば、この基金も投入していって、それがなくなってしまうと将来的には厳しいのかなと思いますが、現時点では、当面、もちろん4、5年というか、ここ5年ぐらいのレベルでいくと問題ないのかなという認識でおります。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>これからは保険者も、加入する保険者も私は減ってくると思うんですね。今、一定の年齢からさらに見ますと。</p> <p>そうすると、この基金、4億5,400万円。今、課長の説明ですと5年ぐらいは大丈夫かなということなんですが、5年たったら、やはり保険者が減ってきて、収入も減るわけですね。そういうときについては、県で料金改定なりそういうものをするのか、町として、どういう見込みを立てているのか、あつたらお聞かせいただきたい。</p>
	松林議長	介護福祉課長。
答弁	介護福祉課長 (松山公士君)	<p>今後の料金改定等含めて、県のそういうのもあるかどうか、将来の見込みでございますけれども、もちろん今、今年度、次の第10期の介護保険の計画を策定する上で、ニーズ調査を行っておりまして、そういったサービスの需要とともに含めて、来年度、次の保険料を決める形になります。</p> <p>今のところは、当町においては、予防とともにかなり効果的にやっているということで、保険料も大分抑制されていて、かなり低い額</p>

		<p>ではおりますが、今後、今年度、来年度、給付費が上がった場合には、今よりも保険料を上げざるを得ないこともあるかもしれません。そういうことで、負担割合というのは全て決まっていますので、保険料の部分はそういうサービスの需要を見込んで、利用者の数を見込んで、あと、国・県からくるお金も見込んで、全て決まっていますので、そういった意味では、保険料で調整していく形になりますので、その中で余剰分は基金に積んでいくと、将来に備えてという形になりますので、恐らく赤字になるということは、よほどその見込みを誤らない限りは大丈夫だと認識しております。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。
		以上で、本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから議案第59号について採決をいたします。
		本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第11、議案第60号、令和7年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		健康保険課長。
当局の説明	健康保険課長 (鈴木政康君)	それでは、議案第60号についてご説明申し上げます。 議案書33ページから35ページ、別データの特別会計補正予算

	<p>に関する説明書 25 ページから 30 ページになります。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 5,053 万 5,000 円を追加し、予算の総額を 3 億 5,932 万 4,000 円とするものです。</p> <p>その主な内容ですが、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額する一方、歳入では、後期高齢者医療保険料及び前年度繰越金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書 28 ページから 30 ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
松林議長	<p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p>
(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
松林議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第 60 号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
松林議長	<p>日程第 12、議案第 61 号、令和 7 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p>

当局の説明	病院事務長 (栄嶋泰幸君)	<p>それでは、議案第61号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は36ページから38ページになります。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に1,768万5,000円を追加し、予定額を11億6,285万7,000円とするものであります。</p> <p>また、資本的支出の既決予定額に535万7,000円を追加し、収入予定額を1億294万7,000円とし、資本的支出の既決予定額に223万1,000円を追加し、支出予定額を1億2,292万円とし、当年度分、損益勘定留保資金の補填額を312万6,000円減額するものであります。</p> <p>補正予算の主な内容について、ご説明いたします。</p> <p>別冊の令和7年度公営企業会計補正予算に関する説明書をご用意ください。</p> <p>32ページになります。</p> <p>32ページは収益的収入になりますが、収益的支出の見合い額として、入院収益1,651万4,000円を生産性向上・職場環境整備等支援事業として、国庫補助金117万1,000円をそれぞれ増額するものであります。</p> <p>33ページから34ページは、収益的支出になりますが、生産性向上・職場環境整備等支援事業に係る消耗備品費117万3,000円を、修繕費363万7,000円を、医療機器に関する調査等を行うための委託料等736万2,000円をそれぞれ増額するものであります。</p> <p>35ページは資本的収入になります。</p> <p>生産性向上・職場環境整備等支援事業として、国庫補助金194万7,000円を、就学資金等貸付金返還金300万円をそれぞれ増額するものであります。</p> <p>36ページは資本的支出になりますが、生産性向上・職場環境整備等支援事業に係る器械備品購入費223万1,000円を増額するものであります。</p> <p>なお、生産性向上・職場環境整備等支援事業は、医療施設の業務の生産性を向上させることを目的としたICT機器の導入に対する国庫補助事業であり、今年度の期限付きの事業となります。</p> <p>37ページから38ページは資金の期首・期末残高をあらわす予定キャッシュ・フロー計算書を、39ページから40ページは、補</p>
-------	------------------	--

		<p>正前後の給与費明細書の総括及び状況、41ページから43ページは令和8年3月31日現在の財務状況をあらわす予定貸借対照表になります。</p> <p>説明は以上です。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。</p> <p>説明書32ページから43ページ、給与費明細書も含みます。</p> <p>議案書36ページから38ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p>
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>36ページのところの収益的収入及び支出について、補正後の金額で11億6,285万7,000円が事業収益。事業費用も同額になっていますけれども、今後の収支の見込み、昨年はちょっと資金不足があったと思いますけれども、この見込みがもし分ったらお知らせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、もう1点は、現在、国民健康保険おいらせ病院については、火、水の午後が休診、診療科としては内科、外科、整形外科、小児科、皮膚科、それから眼科等が第2、第4の火曜日、皮膚科は第4金曜日という形で診療していますけれども、耳鼻咽喉科もこれに加える検討をしてもらえるかどうか、2点お伺いします。</p>
	松林議長	病院事務長。
答弁	病院事務長 (葉嶋泰幸君)	<p>それでは、平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>まず、1点目の経営状況に関する今年度の今後の見込みというご質問です。</p> <p>病院会計につきましては、当初予算あるいは補正予算は収益的収入と支出を、同額ということで会計処理させていただいております。決算において、その差額でプラスマイナスが出てくるということになりますが、昨年度と7月までの状況です。主たる収入としますと、入院収益と外来収益というところになりますが、入院収益につきましては、7月現在で昨年度より上回っている患者数ということで、</p>

収益も昨年度と比較してプラスになっております。

ただし、昨年度から、当院に限らず、県内 21 公立病院、どの病院も令和 6 年度決算は非常に厳しい状況ということで伺っておりましたが、やはりその中でも外来患者数というのは、公立病院どこも下降気味という状況の中で、当院の 7 月までの外来患者数も、やはり前年度を下回っているという非常に厳しい状況です。

したがいまして、昨年度決算も含めて、病院としては何とかしなければならないということで、今年、決算見込みを受けて、院内で 6 月 27 日に外来問題対策委員会ということで、院内、管理職を含めたスタッフ全員集まって話し合い、また対策を話し合いました。結果としますと、そういった、非常に厳しい経営状況ということの共通認識をとった上で、やはり外来対策としては当院を知ってもらうことが、短期的に対応としては有効だろうということで、その後、7 月下旬、ちょうど一般的な民間病院はお盆中、休診になりますが、おいらせ病院の場合は暦どおりの経営となりますので、それに先手を打って、7 月下旬から各保育園等全て回って P R 等を進めております。

また、町長においても、先ほど質問の答えでもあったとおり、機会を通じて、おいらせ病院の受診について P R をしていただいておりますが、そういった取組を根気強く外来対策としてしていくたいと考えております。

ただ、外来の患者の減少傾向というのは今後も続くと見込まれますので、やはり今後は中長期的な視点として、次の質問もございましたが、耳鼻咽喉科、新病院では泌尿器科ということで、新たな患者の取り込みということで、中長期的には、目標として対応していくたいと考えております。

2 点目です。耳鼻咽喉科の開設ということで、やはり経営の観点からしますと、常勤医師を雇用した場合はかなりの支出が伴いますので、それは現実的ではないなど考えております。ただ、非常勤等につきましては、検討する余地はあると思いますので、そこら辺は非常勤で来ていただいても患者数がないということは避けなければなりませんので、そこら辺も調査した上で、耳鼻咽喉科のところは今後どうしていくかというところで、新病院のところも含めて、検討していくたいということでお答えとさせていただきたいと思います。

		以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>るる説明をいただきました。</p> <p>新聞等にも出ているとおり、公立病院の経営というのは、おいらせ病院のみならず全ての病院で非常に厳しい状況になっていると。私は高温で外来患者が増えているのかなという、逆に高温被害が出ることによって、病院の経営が少しよくなるんではないかという期待もあったんですけれども、なかなか厳しいということで理解をしました。</p> <p>あと1つは、非常勤医師によって診療科の開設も、収支のことも考えなければなりません。</p> <p>私はなぜ質問したかというと、町長が、八戸広域圏の副管理者になっているわけです。そういう意味では、市民病院との連携も、私は町長だったら市長と直接話をする、それから八戸市民病院の交渉も可能だと。このチャンスを生かして、私は診療科の設置についても一応当たってみたらいかがなものかなという思いで質問しました。</p> <p>町長、事務長の収支のバランスもありますけれども、立場的にどう考えているか、お聞かせいただきます。</p>
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	<p>副管理者、これは私だけでなく、過去にずっと三戸郡の町村会長は副管理者、会長が代わるたびに代わるんですけども、おいらせ町に関しましては、旧下田、百石の時代から副管理者は指定席になっていますので、どなたが町長になろうとも、副管理者は決まっているわけですけれども、八戸の市長も4年前ですか、代わって、今新しくなっているので、前の小林市長のときはよくお願いしたり、お札を言ったりしていましたけれども、今のところ大変申し訳ないんですけども、今の市長には残念ながら要望していませんが、これから要望してまいりますので、よろしくお願いします。</p>
	松林議長	よろしいですか。

		ほかにございませんか。
	(議員席) 松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから、議案第61号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第13、議案第62号、令和7年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
当局の説明	地域整備課長 (岡本啓一君)	それでは、議案第62号についてご説明いたします。 議案書は39ページ、40ページになります。 本案の第2条では、収益的支出の予定額に974万3,000円を追加し、収益的支出の総額を7億9,394万8,000円とするものです。 第3条では、資本的収入の予定額に905万3,000円を追加し、資本的収入の総額を7億1,748万4,000円とし、また、そのことに伴い収入不足額の補填内訳を変更するものでございます。 第4条から第6条につきましては、このたびの補正に伴い、それぞれ変更するものです。 収入及び支出の主な内容についてご説明いたします。 別データの令和7年度公営企業会計補正予算に関する説明書の45ページから55ページになります。

		<p>45ページの収益的支出につきましては、前年度の追加生産分として、流域下水道維持管理負担金を増額するほか、支出見込額の精査により、材料費や人件費等を増減するものです。</p> <p>次に、46ページ、資本的収入につきましては、収益的支出の増額に伴い、繰出金基準外の一般会計補助金として905万3,000円を増額するものです。</p> <p>また、47ページのキャッシュ・フロー計算書、それから、48ページ、49ページの給与費明細書、また、50ページから52ページの予定貸借対照表、53ページから55ページの注記事項につきましては、今回の収入及び支出の補正に伴い、それぞれ反映したものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、説明書と議案書により、一括で質疑を行います。</p> <p>説明書45ページから55ページ、給与費明細書も含みます。議案書39ページから40ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p>
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第62号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程終了の告 知	松林議長	<p>以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。</p>

次回日程の報告	松林議長	明日10日、水曜日は、午前10時から決算特別委員会を開き、付託された議案の審査をお願いいたします。
散会宣告	松林議長	本日は、これで散会いたします。
		(閉会時刻 午後2時55分)
	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 7 年 1 月 10 日

議長 松林義光

署名議員 佐々木勝

署名議員 木村崎勉